

8 事務処理システムの変更にかかる留意事項等について

1. 事務処理システムの変更にかかる留意事項

介護保険事務処理システムに関する変更点については、6月23日の事務連絡「介護保険事務処理システムに係る資料の送付について」及び、8月 日の事務連絡「介護報酬の見直し等に伴う事務処理システムの変更点の送付について」によりご連絡したところです。

介護サービス事業所から都道府県へ提出が求められている「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」については、今回の制度改正に伴い、報酬の算定要件の変更、新たな加算等の追加等に伴う変更が行われる予定であり、都道府県においてはこれに基づき作成される事業所台帳を遅滞なく作成し、審査支払機関である国保連合会へ通知する必要があります。

保険者においては、受給者台帳に対し特定入所者介護サービス費の支給にかかる「負担限度額情報」及び、社会福祉法人等による利用者負担軽減にかかる情報（軽減率、適用開始・終了年月日）の追加が行われ、また高額介護サービス費の支給にかかる処理を国保連合会に共同処理として委託をしている場合においては、利用者負担第2段階に該当するか否か、及び申請の負担軽減にかかる申請書出力の有無の情報を、共同処理用受給者台帳として追加して情報提供することとしています。

このため、都道府県及び保険者においては、介護サービス事業所の適切な届出の指導を行い、また円滑な国保連合会への負担限度額情報等の提供を期すべく、事業所台帳・受給者台帳の整備にあたるよう留意してください。

2. システム改修経費の国庫補助について

介護保険制度改正に伴う都道府県及び市町村等のシステム改修経費については、本年2月18日の全国課長会議においてお知らせのとおり、国として一部補助を行うべく必要な予算の確保を図ったところであり、その交付方法については後日お知らせすることとしています。

交付要綱に関しては、現在調整を進めているところであり、調整後早急にお示ししたいと考えています。

※ 交付に関する留意点

- ・ 補助額の算定に関しては、平成17年4月1日を基準日とし、それ以降に合併した市町村等については、交付申請時のシステム改修状況等に応じて基準日における市町村ごとに算定したものを合算し、申請日において存続する保険者等へ交付する方向で検討しています。
- ・ システムプログラムを「買い取り」契約ではなく、「リース」契約にした場合の交付対象に関しては、今回の国庫補助が平成17年度におけるシステム改修を対象としたものになることから、平成17年度のリース契約料について交付対象とし、これを超える複数年の契約部分に関しては、交付対象には当たらないと考えています。
- ・ 広域連合等に対する交付額に関しては、構成市町村の改修部分を考慮し、お示ししたいと考えています。